

高根沢町学校 I C T 整備・活用計画

令和2年3月策定

高根沢町教育委員会

目次	1
第1章 計画の概要	2
1 旧計画（高根沢町学校ICT推進計画）策定の経緯	2
2 新たな計画策定の趣旨	2
3 これまでの取組（整備）状況	3
4 基本方針	3
5 計画期間	3
6 計画の位置付け	3
第2章 ICT活用による授業改善	4
1 1人1台環境における活用の基本パターン	4
2 学習指導のためのICT	4
3 教員のICT活用指導能力の向上について	5
4 デジタル教科書・教材の導入・活用について	6
第3章 小中一貫教育による児童生徒の情報活用能力の育成	7
1 学校における情報教育について	7
2 プログラミング教育について	8
3 情報モラル教育について	9
第4章 「校務の情報化」の推進について	11
1 校務の情報化の推進	11
第5章 学校ICT環境の整備について	12
1 国の整備方針	12
2 高根沢町の学校ICTの整備状況	13
3 高根沢町の学校ICT環境整備の目指す姿（目標水準）	13
4 学校ICT整備計画	14
5 ICTの活用目標	16

第1章 計画の概要

1 旧計画（高根沢町学校ICT推進計画）策定の経緯

近年、インターネットに代表される情報通信ネットワークの普及により、世界的に社会の高度情報化が飛躍的に発展しており、児童生徒自身の「情報活用能力」の育成は、学校教育でも重要な課題となっている。

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施となる新学習指導要領では、児童生徒に新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現に向けた授業改善や、その授業改善実現のため教育活動の質の向上と学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の推進などが挙げられている。さらに、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善に向けて、ICTを活用した学習活動の充実を図ること、特に小学校においては、情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する旨が規定された。

また、学校現場では、指導案づくりや教材研究に十分な時間を割くことができない「教職員の多忙化」という課題が存在しており、校務支援システムの導入やデジタル教材の充実と活用の促進など、ICTを活用した校務の効率化と教材作成労力の緩和を図ることで、教職員の多忙感を解消し、子供と向き合う時間を確保していくこと、すなわち教育の質の向上に向けた取組が必要となっている。

本町では、このような諸問題に対応し、将来を見据えた教育の情報化の方向性を示すため、平成30年12月に「高根沢町学校ICT推進計画」（平成30年度から令和2年度まで）を策定し、学校ICT環境整備及び学校ICT教育の推進に取り組んできた。

その後、令和元年9月7日付け新聞報道により、県内のパソコン・タブレット整備が遅れている現状が明らかになったことを受けて、町では、当該計画を変更し、令和5年度までにタブレット型パソコンを児童生徒1人1台整備することとし、併せて令和2年度において1人1台環境に対応する高速な学校通信ネットワークを整備（更新）することとした。

2 新たな計画策定の趣旨

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）」が施行され、学校教育の情報化の更なる推進を図ることとされた。また、国では、令和元年12月に「GIGAスクール構想の実現」を目指すことが閣議決定され、「誰1人取り残すことのない、個別最適化された創造性を育む学びの実現」に向け、児童生徒「1人1台環境」の実現を目指すことが新たに示された。

教育委員会では、これら町の整備計画の変更や、新たに示された国の方針を踏まえ、今後の児童生徒「1人1台環境」におけるICT情報機器の効果的な利活用方法等について、総合的に見直し、新たに「高根沢町学校ICT整備・活用計画」として策定する。

3 これまでの取組（整備）状況

教育委員会では、平成 29 年度に ICT 教育のモデル校を指定し、タブレット型パソコン、電子黒板、校務支援ソフト等の導入による実践研究を行い、令和元年度までに、校内無線ネットワーク環境、全小中学校に 1 クラス分のタブレット型パソコン：合計 307 台、2 クラスに 1 台分の電子黒板：合計 38 台、校務支援ソフトなどを整備してきた。

4 基本方針

「情報端末を児童生徒 1 人 1 台整備」、「1 人 1 台環境に対応した高速大容量な学校通信ネットワークの整備」を前提として、ICT 機器を効果的に活用した ICT 教育を推進することとし、高根沢町地域経営計画 2016 における取組方針及び高根沢町総合戦略の重要業績評価指標（KPI）となっている『「全国学力・学習状況調査」の平均正答率 全国平均より 3 ポイント上回る』の達成に向けて、以下の 3 点を基本方針とする。

- (1) 児童生徒「1 人 1 台環境」において ICT 機器を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善
- (2) 小中一貫教育による児童生徒の情報活用能力の育成（情報モラル含む）
- (3) 教職員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育を実現するための校務の情報化

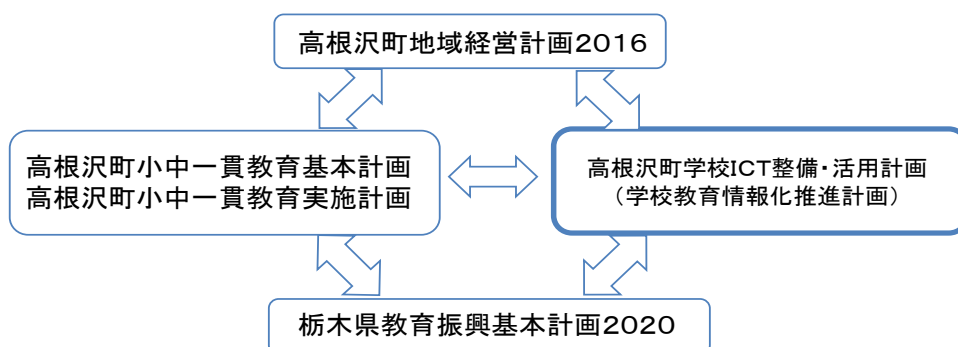
5 計画期間

本計画の期間は、令和 2 (2020) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 4 年間とする。

6 計画の位置付け

- ・高根沢町立学校における学校 ICT 整備・活用の基本計画
- ・学校教育の情報化の推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する「学校教育情報化推進計画」
- ・「高根沢町地域経営計画 2016」「高根沢町小中一貫教育基本計画」及び「高根沢町小中一貫教育実施計画」等と整合を図りながら学校 ICT 整備・活用の推進を図る計画

○「高根沢町学校 ICT 整備・活用計画」と各種計画との関連図



第2章 ICT活用による授業改善

1 1人1台環境における活用の基本パターン

情報端末1人1台環境におけるICT活用の基本パターン(2つ)に沿って、様々な教科で授業を実践する。

- (1) 教員が見せたい資料やデジタル教材を電子黒板に投影する。
(写真・動画等による視覚的理解などのメリット)
- (2) 児童生徒がタブレットに書き込んだ自分の考えを電子黒板に投影して発表する。
(発表準備の短縮・視覚的理解・情報共有などのメリット)

2 学習指導のためのICT活用

- (1) 学習に対する児童生徒の興味・関心を高めるためのICT活用
理科の実験や観察、体育科・保健体育科の運動動作の確認等の映像により単元に対する関心や意欲を高めることができる。また、身近な実験・観察や動作などを画像素材として準備することで、実体験の振り返りや体験学習に役立てられる。
さらに、インターネット上には豊富な教材があり、それらを使って映像を提示するだけでも児童生徒の興味や関心を高めることができる。
- (2) 児童生徒ひとりひとりに課題を明確につかませるためのICT活用
写真や図表などを大きく提示することにより、視線が集まり指示が明確になる。また、理解しにくい部分を視覚にうたえて説明したり、動画等の動きのある教材を活用したり、教科書や資料の内容を拡大投影表示するだけでも課題を明確につかませる効果が期待できる。
- (3) わかりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりするためのICT活用
同じテーマで考えたり話し合ったりするとき、教師と児童生徒または自動生徒同士が対面しながら説明し、理解度を確かめながら学習を進めることができる。また、分かりやすく説明するため、情報を活用したり資料をまとめたりする事によって学びをより一層定着させることができる。
- (4) 学習内容をまとめる際に児童生徒の知識の定着を図るためのICT活用
漢字や英単語などの知識の定着が大切な教科で、繰り返し表示したり覚えにくいものを重点的に学習指導したりできる。また、学習定着ソフトを活用した授業や家庭学習への活用により、児童生徒の知識の定着を図る事ができる。
さらに、学習発表会などで学習内容をまとめ発表する活動にICTを活用することで、児童生徒のプレゼンテーション力を向上させながら学習内容の定着を図ることができる。

3 教員のICT活用指導能力の向上について

(1) 学校ICT活用推進のための方策

学校に導入したICTが有効かつ効果的に活用されるようにするためには、環境整備に合わせた推進体制の整備や、教職員の研修機会の確保等が必須であることから、以下のような方策を進めていく。

○ICT教育推進リーダーの育成

平成27年度から、各学校の情報教育担当者からなる「情報教育推進委員会」を設置しており、各学校におけるICT教育推進のための課題と推進計画の作成等を実施してきた。

今後は、推進委員会の構成員を各学校のICT教育推進リーダーに位置付け、各分野における研究を実施し、その成果を全町に広めてく役割を明確に位置付ける。

○小中一貫情報教育全体計画の作成と実施

ICTを活用した授業をいつ、どのように実施していくかを明確にし、学校間格差をなくし、児童生徒へ一定水準以上のICT機器を利用した授業が実施できるようにする。

○教員研修の定期的な実施

教員の情報活用スキルの差を少なくし、また有効な活用法などについて学ぶための研修会を定期的実施する。ICT教育推進リーダーに対しては、積極的に他市町などの取組を学ぶ機会を設定し、情報の発信役を担ってもらおう。また、ICT支援員による教員のスキルアップ研修の実施やティーム・ティーチングによる授業支援と有効活用のための教員への助言、さらに、先進的なICT教育に関する情報提供及び教員へのネット教材の紹介など様々な支援や簡単な教材開発などをする。

○研究発表会の実施

各学校で年2回のICTを活用した授業研究発表会を実施する。情報活用能力育成には小中一貫教育との関連づけが必要不可欠であるため、研究ブロックごとに行う研修を基本とするが、研究成果を全町的に広めるため、全校対象の授業研究会を含めることとする。

4 デジタル教材の導入・活用について

(1) 学習者用デジタル教科書の制度化

学校教育法等の一部を改正する法律が平成 31(2019)年 4 月から施行され、令和 2 (2020) 年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて、「学習者用（児童生徒用）デジタル教科書」を通常の紙の教科書と併用できることとなった。

(2) 指導者用デジタル教材の導入効果

指導者用デジタル教材の導入については、その有用性が実証されてきており、平成 29 年度調査での普及率は、小学校で 54.5%、中学校で 60.5%となっており、全国で普及が進んでいる。その効果については、文部科学省の資料に以下のようにまとめられている。

① わかりやすい授業ができる

- ・ 学習情報の共有化（教師の指示や各児童の考えがわかる）
- ・ 話し合い活動の活性化
- ・ 選択、拡大、書き込みによる学習内容の焦点化
- ・ 視覚化、音声化による理解の深まり、広がり
⇒ 特に低位層児童の学力向上に効果あり

② 自由度の高い授業ができる

- ・ 教科書を文や問題、絵、写真、図表に分けて活用できる
- ・ 学年や教科を越えた学習が可能に（学びを縦・横に広げる）
⇒ 学習材としての教科書の活用が促進

② 授業準備の効率化ができる

(3) 指導者用デジタル教材の導入・活用について

本町では指導者用デジタル教材が未導入である現状と、現在進めている電子黒板等の ICT 環境の有効活用の観点から、令和 2 年度から、指導者用デジタル教材の導入を進め、1 人 1 台環境を活かしたデジタル教材等の活用について、今後更に調査・検討を進める。

第3章 小中一貫教育による児童生徒の情報活用能力の育成

1 学校における情報教育について

(1) 学校における情報教育の目標

初等中等教育における情報教育では、「情報活用能力」の育成を目標としています。文部科学省が平成14年に示した「情報教育に関する手引」では、情報教育の目標が次の3要素から構成されています。

① 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

② 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱い、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

③ 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

(2) 新学習指導要領における情報教育及びICT活用教育

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から完全実施になる新学習指導要領では、情報教育及びICT活用教育について、以下のように記載された。

<小・中学校共通のポイント>

○情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け

総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。【総則】

○学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮

総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することについて明記。【総則】

<小・中学校別のポイント（総則及び各教科等）>

- 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成
各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として
必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験し
ながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるため
の学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】

- 中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティ
に関する内容を充実「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方
向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科】

2 プログラミング教育について

(1) 小学校におけるプログラミング教育のねらい

令和2（2020）年度からすべての小学校で必修化となるプログラミング教育について、学習指導要領ではそのねらいを以下の3点としている。

- ① 「プログラミング的思考」を育むこと
- ② プログラムの動きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることなどに気づき、コンピュータ等を活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと
- ③ 各教科等で学びをより確実なものとする

※プログラミング言語の理解や技能の習得自体をねらいとはしていない。

(2) プログラミング教育実施に向けた取組

プログラミング教育は小学校と中学校で連続した指導を行うことで、より効果的に上記のねらいを達成することができると考えられる。そこで、本町では小中一貫教育の中で、以下の内容について議論を深め、ICT環境整備を進めていくこととする。

- ・ハード面及びソフト面の環境整備（教材開発・選定）
- ・プログラミング学習の研究、プログラミング教育向け教材の導入
- ・教員の指導力向上（研修の実施、指導事例の情報提供）
- ・企業と連携した授業

3 情報モラル教育について

(1) 情報モラル教育とは

インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報などの問題が発生している現在、情報社会に積極的に参画する態度を育てることは今後ますます重要になってきている。

情報モラルの定義は「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、全ての児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導が必要である。そのため、その目的、内容等を理解し、全教職員の共通認識のもと、学校教育全体で行う必要がある。

(2) 情報モラル教育の目標

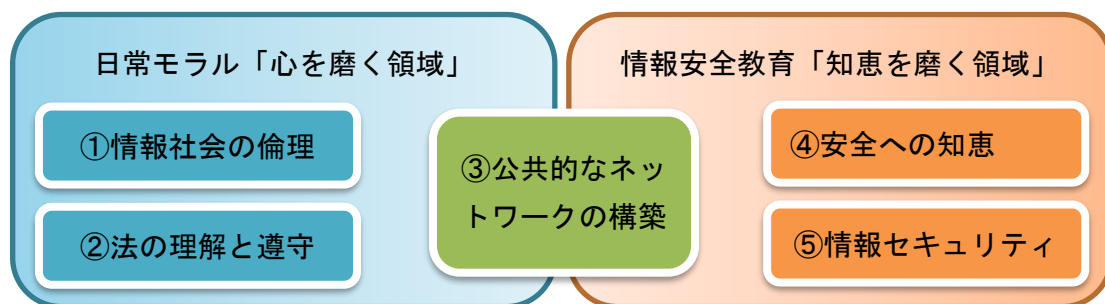
- ①情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付ける。
- ②情報社会の特性の一側面である影の部分を理解する。

(3) 情報モラル教育の内容

情報モラル教育の内容は、次のように大きく2つに分けられる。

1つは、「情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること」である。つまりは「心を磨く領域」として、自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる心、ネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められている。

もう1つは、「情報社会で安全に生活するための危険回避の理解やセキュリティの知識・技能、健康への意識」である。健康への意識は、生活習慣の領域だが、昼夜逆転やネット依存など健全な生活を維持することへの悪影響がないよう適切な指導をする必要がある。



①情報社会の倫理…情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度。

小学校：人の作ったものを大切に、他人や社会への影響を考えて行動することの大切さを学ぶ。

中学校：他者の権利や知的財産権を尊重、情報社会への参画において責任ある態度で臨み義務を果たさなければならないことを学ぶ。

②法の理解と遵守…情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度。

小学校：情報をやりとりする際のルールやマナーを理解し、それらを守る態度を学ぶ。

中学校：情報に関する法律や契約について理解し適切に行動する態度を学ぶ。

③公共的なネットワーク社会の構築…情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取る態度。

小学校：協力してネットワークを使い、データやリソースを共有することの大切さを学ぶ。

中学校：ネットワークの公共性を意識し、ネットワークをよりよいものにするために主体的に行動する態度を学ぶ。

④安全への知恵…情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度。

小学校：危険なものには近づかない、もし不適切な情報に出会ったら大人に相談するなど適切に対応できる態度を学ぶ。

中学校：情報社会の特質を意識しながら安全に行動する態度や、自他の安全や健康に配慮した情報メディアとのかかわり方を学ぶ。

⑤情報セキュリティ…生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識。

小学校：IDやパスワードの保護や不正使用・不正アクセスの防止などを学ぶ。

中学校：情報セキュリティの基本的な知識を身につけ、セキュリティ対策の立て方を学ぶ。

(4) 情報モラル教育推進のための方策

平成30年度からスタートした「高根沢町小中一貫教育実施計画（第Ⅲ期）」の中で設置された情報教育部会において、情報モラルに対する正しい知識や判断力を身に付けた児童生徒を育成するための方策について、小中一貫教育の観点から指導計画の見直しや改善などの作業を進めていく。さらには、特別な教科 道徳や特別活動などの他教科との関連を重点において指導の在り方について検討を重ねていく。

第4章 「校務の情報化」の推進について

1 校務の情報化の推進

(1) 校務の情報化の目的・効果

教職員が授業以外の事務的な仕事に時間を取られ、児童生徒と向き合う時間が減少しているといった現状が課題となっており、国からは平成31年3月に「学校における働き方改革に関する取組の徹底」が通知され、本町においても令和元年10月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、その推進に取り組んでいる。

その基本方針では、具体的な業務改善の方針として「ICTの活用」を挙げており、「校務の情報化による業務の効率化」が求められている。

(2) 校務支援システムの導入

本町では、平成29年度のモデル校での実践成果をもとに、平成30年度において、全校に共通の校務支援システムを導入した。

導入した校務支援システムでは、出欠情報の管理や、通知表・指導要録の作成、保健管理などの機能を活用して、情報を一元的に管理し、より効率的かつ効果的に教育活動を行うことができるよう、校務の情報化への取組が開始された。

(3) 校務の情報化の推進

今後は、導入した校務支援システムが更に効果的に活用されるよう、操作に関する研修会を定期的実施するほか、名簿情報・成績処理・時数管理などの機能の追加について検討し、ICT活用による校務の情報化の推進を図る。

第5章 学校ICT環境の整備について

1 国の整備方針

国では、「GIGAスクール構想の実現」に向けて、「児童生徒1人1台の情報端末」、「高速大容量の通信ネットワーク」の一体的整備を、新たな整備方針とした。

国の新たなロードマップ（整備目標）は次のとおり。

～令和時代のスタンダードとしての学校ICT環境を整備し、全ての児童1人1人に最もふさわしい教育を～ ※Global and Innovation Gateway for All

		2019年度(令和元年度)	2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和6年度)
		1日に1～2コマ、授業展開に応じて必要な時に「1人1台環境」で、デジタル教科書やAI技術を活用したドリル等のデジタル教材を活用	端末、通信ネットワーク、クラウドをセットで整備 令和元年度補正予算案 2,318億円 (公立:2,173億、私立:119億、国立:26億)	全ての授業で「1人1台環境」でデジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツをフルに活用、教師の指導や児童生徒の学びを支援する観点から学習ログを活用（多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現）		保護者をはじめ社会の意識改革 学校におけるICT活用のPDCA構築 安価な教育用端末市場の構築	
小学校	小1～小4	イベント 学習者用デジタル教科書の制度化	新学習指導要領（IoTを活用した学習活動の充実） デジタル教科書の導入拡大				改訂教科書使用開始、デジタル教科書をはじめとするコンテンツの一層の促進
	端末	環境整備5か年計画に基づく整備 69万台(現状)	地方財政措置を活用し、自治体で3クラスに1クラス分の端末を整備		3クラスに1クラス分達成		
	国費				小3～小4		
小学校	小5～小6	イベント 学習者用デジタル教科書の制度化	新学習指導要領（プログラミング教育必修化など） デジタル教科書の導入拡大				改訂教科書使用開始、デジタル教科書をはじめとするコンテンツの一層の促進
	端末	環境整備5か年計画に基づく整備 35万台(現状)	地方財政措置を活用し、自治体で3クラスに1クラス分の端末を整備		3クラスに1クラス分達成		
	国費				小5～小6		
ネットワーク(国費による無線LAN整備) ※各自治体がLTEやローカル5Gも含め選択			公立全小学校の約8割			環境整備5か年計画	
中学校	イベント	学習者用デジタル教科書の制度化	新学習指導要領（数学教科(技術分野)でプログラミングの内容充実など） デジタル教科書の導入拡大		全教科・学習状況調査・中学校実務調査(高速通信ネットワークなどICT環境との整備状況を確認しつつ、「踏切」設置のcGATでの実施を検討)		
	端末	環境整備5か年計画に基づく整備 57万台(現状)	地方財政措置を活用し、自治体で3クラスに1クラス分の端末を整備		3クラスに1クラス分達成		
	国費		中1	中2～中3			
ネットワーク(国費による無線LAN整備) ※各自治体がLTEやローカル5Gも含め選択			公立全中学校の約8割				
高等学校	イベント	学習者用デジタル教科書の制度化			新学習指導要領（全生徒情報1必修化など） デジタル教科書の導入拡大 大学入試の読ま書の電子化		
	端末	環境整備5か年計画に基づく整備 49万台(現状)	地方財政措置を活用し、自治体で3クラスに1クラス分の端末を整備		3クラスに1クラス分達成		
	国費		公立全高等学校				
その他のイベント			IOTを活用した教科の指導法が教員の専任研修で必修化	教育データの標準化、先端技術活用用ドローン	次期SDNET運用開始		
			遠隔・オンライン教育、デジタル教科書・教材、統合型校務支援システム、学習ログの活用促進 学習の定着度合いを把握する手段として、GATをはじめとしたIoTの活用促進 これらに必要な教員養成・研修や指導体制の充実、専門的人材の確保、外部人材の参画促進				

1人1台の情報端末から個人からの教育データを集約し、分析、最適な結果を1人1台の情報端末にフィードバックさせる個別最適化された学びの実現

また、上記方針以外に、従前からの国の計画である「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）に基づいて地方財政措置される整備分として、国が整備を求めている目標水準は次のとおり。

従前からの目標水準

- 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備（※実物投影機は小学校及び特別支援学校に整備）
普通教室1台、特別教室用として6台
- 総合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置

2 高根沢町の学校 I C T の整備状況

国の目標水準と町の整備状況の比較は次のとおり。

項目	国の指標	町の現状（令和2年3月現在）
学習者用コンピュータ	児童生徒1人1台	パソコン室に1クラス分 小中学校304台、ひよこ3台
指導者用コンピュータ	授業を担当する教師1人1台	小中学校73%（県費の教員100%） 町非常勤（授業実施者）未整備
大型提示装置（電子黒板）	普通教室1台	2クラスに1台分
実物投影機	特別教室用として6台	各校で必要数購入
学校通信ネットワーク	高速大容量の通信ネットワーク 100%	低速通信ネットワーク100% （接続回線数は5回線程度）
総合型校務支援システム	100%整備	100%整備
I C T 支援員	4校に1人配置	未導入

3 高根沢町の学校 I C T 環境整備の目指す姿（目標水準）

児童生徒1人1台環境を効果的に活用した I C T 教育を推進するため、教員用（指導用）タブレット：1人1台、電子黒板：普通教室1台、指導者用デジタル教材等の整備を図る。

	令和5（2023）年度まで	町の現状（令和2年3月現在）
学習者用コンピュータ	タブレット型パソコン 児童生徒1人1台	パソコン室に1クラス分 小中学校304台、ひよこ3台
指導者用コンピュータ	授業を担当する教師： ① 校務用パソコン1人1台 ② 指導用タブレット1人1台	① 小中学73%（県費の教員100%） 町非常勤（授業実施者）未整備 ② 小中学校10台
大型提示装置（電子黒板）	電子黒板を普通教室1台 大型液晶テレビを特別教室に1台	2クラスに1台分
実物投影機	上記大型提示装置とセットで設置	各校で必要数購入
学校通信ネットワーク	高速大容量の通信ネットワーク 100%整備（令和2年度事業）	低速通信ネットワーク100% （接続回線数は5回線程度）
総合型校務支援システム	100%整備	100%整備
I C T 支援員	4校に1人配置	未導入
指導者用デジタル教材	主要教科で導入	未導入

4 学校ICT整備計画

○基本的整備事項

- ・令和2年度において、1人1台環境に対応した10Gbps基準の学校通信ネットワークを全校に整備する。
- ・令和5年度までに、タブレット型パソコン：児童生徒1人1台・教員用（指導用）1人1台を段階的に整備する。

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
学校通信ネットワーク				高速ネットワーク構築			
児童生徒用タブレット	タブレットPC 12台(モデル校)	タブレットPC 全校1学級分		タブレットPC1人1台を段階的に整備			
教員用(指導用)タブレット				タブレットPC1人1台を段階的に整備			
電子黒板	各校1台	各階1台	2学級に1台		普通教室に1台を段階的に整備		
実物投影機	各校1台	各階1台			普通教室に1台		
教員用(校務用)パソコン					授業者分整備		
デジタル教材				小学校導入	中学校導入		
プログラミング指導計画				小中一貫教育実施計画 (第Ⅲ期)の中で作成			
情報モラル指導計画				小中一貫教育実施計画 (第Ⅲ期)の中で作成			
総合型校務支援システム	モデル校に整備	全校導入					
ICT支援員	各校2回訪問	各校4回訪問					

○児童生徒用タブレット型パソコンの整備計画（令和2年度～令和5年度）

- ・対象児童生徒数：合計 2,200 人（R1.5.1 現在の児童生徒数）
- ・必要整備台数：合計 1,896 台（合計人数－整備済 304 台）

	計	町単費 1 / 3	国補助 2 / 3	～H31 年度	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)		R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	
				町単		町単	小 5.6 中 1	中 2.3	小 3.4	小 1.2	
小 1	231	77	154	37		40				154	231
小 2	251	84	167	37		47				167	251
小 3	241	80	161	37		43			161		241
小 4	249	83	166	37		46			166		249
小 5	230	77	153	37		40	153				230
小 6	264	88	176	37		51	176				264
中 1	235	78	157	27		51	157				235
中 2	270	90	180	27		63		180			270
中 3	229	76	153	28		48		153			229
小計						429	486				
合計	2,200	733	1,467	304	0	915		333	327	321	2,200

※ひよこ 3 台除く

※町単費整備分の整備対象「学年」・「台数」は、補助申請台数の計算上、按分して割り振ったものです。

※整備対象分の「学年」・「台数」は、補助申請上計画したものであるため、実際の具体的配置とは異なる場合があります。

5 ICTの活用目標

(1) ICTの活用目標

1人1台環境におけるICT活用の目標値は次のとおり。

年度	目標
令和2（2020）年度	整備済の学年等において、各クラス1日1回以上活用
令和3（2021）年度	整備済の学年等において、各クラス1日1回以上活用
令和4（2022）年度	整備済の学年等において、各クラス1日1～2回以上活用
令和5（2023）年度	整備済の学年等において、各クラス1日1～2回以上活用

※1人1台環境となる令和6年度以降は、各クラス1日2～3回以上活用を目標とする。

(2) 達成状況を踏まえたフォローアップ

各年度終了後、各学校の活用状況を取りまとめて、「高根沢町小中一貫教育実施計画（第Ⅲ期）」の中で設置された情報教育部会において達成状況を報告し、未達成の学校における対応等を協議検討する。